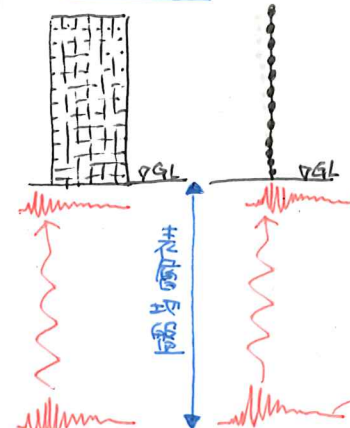


コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
19212	構造計画	構造計算	高さ60mを超える超高層建築物の耐震安全性の検証は、一般に、敷地の地盤特性を考慮した地震動等に対する時刻歴応答解析により行う。	超高層建築物の構造計算は、建築物の構造方法、振動の性状等に応じて、荷重および外力によって建築物の各部分に生ずる力及び変形を連続的に把握することにより、建築物が構造耐力上安全であることを確かめることが出来るものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によらなければならない。時刻歴応答解析に関しては令第81条第1項第一号と第二号に、地震動の継続時間に関しては建告(平12)第1461号において要求されている。 法第20条第1項第一号、建告(平12)第1461号、建築物の構造関係技術基準解説書(この問題は、コード「16205、18215」の類似問題です。) 「時刻歴応答解析」という言葉は、基準法上にはありません。	○ ↓ 解P5
22261	構造計画	構造計算	高さが60mを超える建築物の構造方法は、荷重及び外力によって各部分に連続的に生じる力及び変形を把握し、安全性を確認したので、耐久性等関係規定への適合性の確認を省略した。	高さが60mを超える建築物においては、荷重及び外力によって各部分に連続的に生じる力及び変形を把握し、安全性を確認する。ただしこの場合も耐久性等関係規定も満たさなければならない。よって誤り。 令第36条第1項 時刻歴応答解析	×
20212	構造計画	超高層建築物	高さ60mを超える建築物について時刻歴応答解析により安全性の確認を行う場合、地震地域係数Zが同じ建設地であっても、一般に、表層地盤の増幅特性が異なれば、検討用地震波は異なる。 	超高層建築物の構造計算は、建築物の構造方法、振動の性状等に応じて、荷重および外力によって建築物の各部分に生ずる力及び変形を連続的に把握することにより、建築物が構造耐力上安全であることを確かめることが出来るものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によらなければならない。時刻歴応答解析に関しては建築基準法施行令第81条1項一と二において要求されているが、そこでは、表層地盤(解放工学的基盤から地表まで)を適切に評価しなければならないので、地震地域係数Zが同じでも、表層地盤の特性により、検討用地震波は異なる。法20条第1項第一号、建告(平12)第1461号、建築物の構造関係技術基準解説書 検討用地震波(地表面) 解放工学的基盤における地震波(作成波)	○
24261	構造計画	超高層建築物	超高層建築物は、長周期成分が卓越する地震動に対して、低層建築物よりも影響を受けやすい。	超高層建築物は、建築物の固有周期が数秒と長いので、長周期成分が卓越する地震動の影響は、低層建築物の場合よりも影響を受けやすい。建告(平12)第1461号、建築物の構造関係技術基準解説書 長周期地震動の階級 階級1(小)～階級4(大)	○
25194	構造計画	許容応力度計算	圧縮力と曲げモーメントを同時に受ける柱の断面は、「平均圧縮応力度 σ_c を許容圧縮応力度 f_c で除した値」と「圧縮側曲げ応力度 σ_b を許容曲げ応力度 f_b で除した値」との和が1以下であることを確かめる必要がある。 許容応力度計算	圧縮材は、屈座を考慮して、全断面に対する応力度 σ_c が、許容圧縮応力度 f_c よりも小さいことを確認する。また、曲げ材は、曲げに対する応力度 σ_b が、横座屈を考慮して定められた許容曲げ応力度 f_b よりも小さいことを確認する。よって、圧縮力と曲げモーメントを同時に受ける柱の断面は、 $\sigma_c/f_c + \sigma_b/f_b \leq 1$ を満足させなければならない。鋼構造許容応力度設計規準 圧縮軸力のみ $\sigma_c \leq f_c \rightarrow \frac{\sigma_c}{f_c} \leq 1$ 曲げモーメントのみ $\sigma_b \leq f_b \rightarrow \frac{\sigma_b}{f_b} \leq 1$ 圧縮軸力+曲げモーメント $\rightarrow \frac{\sigma_c}{f_c} + \frac{\sigma_b}{f_b} \leq 1$	○ ↓ 解P11
26263	構造計画	許容応力度計算	鉄骨造の梁及びスラブの各部の応力度を検討することにより、構造部材のたわみや振動による使用上の支障が起らないことを確認した。	構造部材の振動による使用上の支障の確認は、部材断面各部のクリープを考慮したたわみの最大値がスパンの1/250以下であるかを検討する。応力の検討は、部材の強さを確認することにはなるが、振動による使用上の支障を確認することにはならない。よって誤り。建告(平12)第1459号	×

「構造計画・構造計算」のピックアップ問題

コード 29243	大項目 構造計画	小項目 許容応力度計算	問題 鉄筋コンクリート造建築物の床組の振動による使用上の支障がないことを、梁及び床スラブの断面の各部の応力を検討することにより確認した。	解説 構造部材の振動による使用上の支障の確認は、部材断面各部のクリープを考慮したたわみの最大値がスパンの1/250以下であるかを検討する。応力の検討は、部材の強さを確認することにはなるが、振動による使用上の支障を確認することにはならない。よって誤り。建告(平12)第1459号(この問題は、コード「18223」の類似問題です。)	解答 ×																					
24122	構造計画	許容応力度計算	建築物の使用上の支障が起こらないことを確認しなかったため、鉄筋コンクリート造の梁のせいを、梁の有効長さの1/15とした。	下表に示す条件式を満足しない場合は、建築物の使用上の支障が起こらないことを確認する。下表より、鉄筋コンクリート造の梁の場合は、梁のせいが梁の有効長さの1/10以下の場合には検討を行わなければならないことがわかる。よって誤り。建告(平12)第1459号 下表の条件式を満足しない場合は、建築物の使用上の支障が起こらないことを確認する。 <table><tr><th colspan="2">建築物の部分</th><th>条件式</th></tr><tr><td>木造</td><td>梁</td><td>$D/L > 1/12$</td></tr><tr><td rowspan="2">鉄骨造</td><td>デッキプレート板</td><td>$t/Lx > 1/25$</td></tr><tr><td>梁</td><td>$D/L > 1/15$</td></tr><tr><td rowspan="2">鉄筋コンクリート造</td><td>床版(片持ち以外の場合)</td><td>$t/Lx > 1/30$</td></tr><tr><td>床版(片持ちの場合)</td><td>$t/Lx > 1/10$</td></tr><tr><td rowspan="2">鉄骨鉄筋コンクリート造</td><td>梁</td><td>$D/L > 1/10$</td></tr><tr><td>梁</td><td>$D/L > 1/12$</td></tr></table> t: 床版の厚さ(mm) Lx: 床版の短辺方向の有効長さ(mm) (デッキプレート板の場合は、支点間距離) D: 梁のせい(mm) L: 梁の有効長さ(mm)	建築物の部分		条件式	木造	梁	$D/L > 1/12$	鉄骨造	デッキプレート板	$t/Lx > 1/25$	梁	$D/L > 1/15$	鉄筋コンクリート造	床版(片持ち以外の場合)	$t/Lx > 1/30$	床版(片持ちの場合)	$t/Lx > 1/10$	鉄骨鉄筋コンクリート造	梁	$D/L > 1/10$	梁	$D/L > 1/12$	×
建築物の部分		条件式																								
木造	梁	$D/L > 1/12$																								
鉄骨造	デッキプレート板	$t/Lx > 1/25$																								
	梁	$D/L > 1/15$																								
鉄筋コンクリート造	床版(片持ち以外の場合)	$t/Lx > 1/30$																								
	床版(片持ちの場合)	$t/Lx > 1/10$																								
鉄骨鉄筋コンクリート造	梁	$D/L > 1/10$																								
	梁	$D/L > 1/12$																								
28102	構造計画	耐震計算フロー	木造軸組工法による地上2階建ての建築物の延べ面積が500m ² を超える場合、必要壁量の計算及び耐力壁の釣合いのよい配置の検討に加えて、許容応力度計算等の構造計算を行う必要がある。	階数が3以上、延べ面積500m ² を超え、高さが13mを超え、軒の高さが9mを超えのいずれかに該当する木造建築物については、施行令第3章第3節に掲げる木造の仕様規定の確認の他に、高さ、軒高さに応じた許容応力度計算等の構造計算を行う必要がある。令第81条、建築物の構造関係技術基準解説書	○																					
18214	構造計画	耐震計算フロー	延べ面積100m ² 、高さ5m、鉄筋コンクリート造、平家建ての建築物の場合、仕様規定をすべて満足しているため、保有水平耐力の算出を行わなかった。	延べ床面積200m ² 以下で平屋建ての鉄筋コンクリート造の建物は仕様規定を満足していれば、構造計算は不要である。令第81条、建築物の構造関係技術基準解説書	○																					
04252	構造計画	耐震計算フロー	鉄骨造の建築物において、張り間方向を純ラーメン架構、桁行方向をブレース架構とする場合、方向別に異なる耐震計算ルートを採用してもよい。	張り間方向(短辺方向)とけた行方向(長辺方向)で、それぞれ異なる耐震計算ルートを用いることは可能であるが、各階ごとに異なる耐震計算ルートを用いることはできない。建築物の構造関係技術基準解説書(この問題は、コード「19172、23254、30251」の類似問題です。)	○																					
18212	構造計画	耐震計算フロー	高さ20m、鉄骨造、地上5階建ての建築物の場合、層間変形角が1/200以下であることの確認及び保有水平耐力が必要保有水平耐力以上であることの確認を行った。 ル-3の計算 令第20条第2号 ・木造: 高さ13m、軒9mを超え ・S造: 4F以上 ・RC・SRC造: 高さ20mを超え ・S造3F以下で高さ13m、軒9mを超え(令第36条の2)	高さが31m以下の鉄骨造の場合、 ・層間変形角が1/200以下であることの確認及び剛性率・偏心率の確認を行い、その他保有耐力接合などの条件を満足する。(ル-2) ・層間変形角が1/200以下であることの確認及び保有水平耐力が必要保有水平耐力以上であることの確認を行う。(ル-3) 令第81条第2項第2号、建築物の構造関係技術基準解説書 令第81条第2項第1号: 高さ31mを超え ル-3 (保有耐力) 2号: 高さ31m以下 ル-2 (許容応力度等計算)	○																					

「構造計画・構造計算」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
20132	構造計画	耐震計算 フロー	鉄筋コンクリート構造の耐震計算ルート2-1において、柱や耐力壁のせん断設計の検討及び剛性率・偏心率の算定を行ったので、 <u>塔状比の検討は省略した</u> 。	鉄筋コンクリート構造の「耐震計算ルート2(ルート2-1, ルート2-2)」においては、建築物の <u>地上部分における塔状比が4以下</u> であることを確認しなければならない。塔状比の検討は、柱や耐力壁のせん断設計の検討や剛性率・偏心率の算定を行っても省略することができない。よって誤り。建築物の構造関係技術基準解説書	× ↓ P15 P16
23262	構造計画	耐震計算 フロー	耐震計算において、高さ10m、鉄筋コンクリート造、地上3階建ての建築物の場合、鉄筋コンクリート造の柱・耐力壁の水平断面面積が所定の値を満足していれば、 <u>保有水平耐力の算出は行わなくてもよい</u> 。 → <u>法第20条第3号</u> → <u>令第81条第33項(ルート1)</u> 2もOK.	高さが20m以下の鉄筋コンクリート構造で、鉄筋コンクリート造の柱・耐力壁の水平断面面積が規定値を満足するときは、多くの耐力壁および柱により十分な耐力を有しているため、大きな靱性は必要としないと判断できるので、保有水平耐力の算出は行わなくてもよい。(鉄筋コンクリート造の計算ルート1, ルート2-1, ルート2-2)。建築物の構造関係技術基準解説書(この問題は、コード「18213」の類似問題です。)	○
21242	構造計画	耐震計算 フロー	高さ25mの鉄骨鉄筋コンクリート造、地上6階建ての建築物の構造計算において、 <u>塔状比が4.9</u> であり、剛性率及び偏心率の規定値を満足していたので、 <u>許容応力度等計算により安全性の確認を行った</u> 。 → <u>ルート2</u>	高さ31m以下の建築物について、許容応力度等計算により構造安全性の確認を行う場合、剛性率 ≥ 0.6 、偏心率 ≤ 0.15 、塔状比 ≤ 4 としなければならない。塔状比が4を超える場合は、許容応力度等計算ではなく、保有水平耐力にて、保有水平耐力の確認及び引抜きに対する転倒の検討をおこなわれなければならない。よって誤り。建築物の構造関係技術基準解説書	×
02183	構造計画	耐震計算 フロー	鉄骨構造の耐震計算「 <u>ルート2</u> 」で計算する場合、 <u>地上部分の塔状比が4を超えないことを確かめる必要がある</u> 。	構造種別に関わらず、耐震計算「 <u>ルート2</u> 」の許容応力度等計算により二次設計を行う場合は、 <u>塔状比が4以下</u> であることを満足する必要がある。建告(昭55)第1791号第一四号、建築物の構造関係技術基準解説書	○
20135	構造計画	耐震計算 フロー	鉄筋コンクリート構造の耐震計算ルート3において、 <u>塔状比が4を超える建築物を対象として、基礎杭の圧縮方向及び引抜き方向の極限支持力を算定することによって、建築物が転倒しないことを確認した</u> 。	鉄筋コンクリート構造の「耐震計算ルート3」において、 <u>塔状比が4を超える建築物を対象として、基礎杭の圧縮方向及び引抜き方向の極限支持力を算定することによって、建築物が転倒しないことを確認することとする</u> 。国告(H19)594号第4項、建築物の構造関係技術基準解説書	○
23263	構造計画	層間変形角	<u>層間変形角の確認において、構造耐力上主要な部分の変形によって建築物の部分に著しい損傷が生じるおそれのない場合には、層間変形角の制限値を1/120まで緩和できる</u> 。	<u>一次設計用地震力</u> によって生じる各層の層間変形角は1/200以内とされているが、帳壁、内外装材、設備等が躯体の変形に追随することによって、著しい損傷が生じるおそれがないことが確認された場合は、 <u>1/120以内まで緩和</u> することができる。令第82条の2	○ ↓ P21
23253	構造計画	剛性率	<u>各階で重心と剛心が一致しているが、剛性率が0.6未満の階があると、地震時にねじれ振動を起こし損傷を受けやすい</u> 。	各階で重心と剛心が一致し、適切な剛性が確保されている場合は、地震時に <u>ねじれ振動を起こしにくくなる</u> 。一方、剛性率は建築物の高さ方向における各階の剛性のバランスの指標であり、ねじれ振動と直接的な関係はない。よって誤り。令第82条の6 第二号	×
01303	構造計画	剛性率	建築物の高さ方向の剛性や耐力の分布が不連続となる場合には、剛性率に基づき安易に耐力保有水平耐力を割り増すのではなく、地震時の振動性状や崩壊過程を十分に考慮して計画を進める必要がある。	建築物の高さ方向のバランスの悪さを剛性率に基づき必要保有水平耐力の割増し率として考慮する方法が認められているが、例えば、 <u>上部の剛性が大きく下層階の剛性が極端に小さいピロティ</u> の構造は、地震力の集中を招くため基本的には避けるべきであり、やむを得ず計画する場合には、ピロティ階の強度や靱性の確保において慎重な配慮が必要である。(この問題は、コード「22251」の類似問題です。)	○

「構造計画・構造計算」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
24203	構造計画	剛性率	鉄筋コンクリート造の建築物において、他の層と比べて剛性が低い層は、大地震時におおきな変形が集中するおそれがあるので、当該層の柱には十分な強度や靱性を確保する必要がある。	ピロティ部分を持つ建築物において、ピロティ柱が直上の耐力壁より先に壊れてしまう(崩壊メカニズムを形成する)と、ピロティ部分の階と直上の耐力壁のある階とも崩壊してしまう。よって、直上の耐力壁がピロティ柱より先に壊れる(崩壊メカニズムを形成する)ようにし、ピロティ階の構造部材には損傷集中による強度割増係数 α_p を考慮して、十分な強度と靱性を確保する。具体的には、必要保有水平耐力 Q_{un} の計算にあたり、形状係数 F_{es} の算出において、各階の高さ方向の剛さのバランスとして、剛性率により割増し係数と α_p のうち、大きい方の値を用いる。建築物の構造関係技術基準解説書	○ 解P22
03264	構造計画	剛性率	1階にピロティ階を有する鉄筋コンクリート造建築物において、ピロティ階の独立柱の曲げ降伏による層崩壊を想定する場合、当該階については、地震入力エネルギーの集中を考慮した十分な保有水平耐力を確保する必要がある。	1階にピロティ部分を持つ建築物において、ピロティ柱が直上の耐力壁より先に壊れてしまう(崩壊メカニズムを形成する)と、ピロティ部分の階と直上の耐力壁のある階とも崩壊してしまう。よって、ピロティ柱の曲げ降伏による層崩壊を想定する場合には、ピロティ階の剛性が低いことによる応力集中を考慮し、1階の必要保有水平耐力の確認において、ピロティ階への損傷集中による強度割増係数 α_p を考慮して、十分な保有水平耐力があることを確認する。具体的には、必要保有水平耐力 Q_{un} の計算にあたり、形状係数 F_{es} の算出において、各階の高さ方向の剛さのバランスとして、剛性率により割増し係数と α_p のうち、大きい方の値を用いる。建築物の構造関係技術基準解説書	○
16211	構造計画	偏心率	偏心の大きい建築物においては、地震時に建築物の隅部で過大な変形を強いられる部材が生じ、それらの部材の損傷が生じることがある。	建築物の重心と剛心に距離を生じている偏心の大きな建築物の場合は、地震時にねじれが生じ、建築物の隅部で部分的に過大な変形を強いられる部材が生じる。令第82条の3 第2号、建築物の構造関係技術基準解説書	○ 解P23
22262	構造計画	偏心率	高さ31mの鉄筋コンクリート造の建築物において、偏心率が規定値を超えたので、保有水平耐力の確認を行った。	高さが31m以下の鉄筋コンクリート造の建築物においては、剛性率・偏心率・塔状比の制限値以内であれば、保有水平耐力の確認の必要はない。ただし、剛性率・偏心率・塔状比の制限値のいずれかが満足できない場合は保有水平耐力の確認が必要である。令第81条第2項	○
19174	構造計画	偏心率	鉄骨構造の耐震設計において、耐震計算ルート2で設計を行ったが、偏心率を満足することができなかったでルートを変更し、保有水平耐力及び必要保有水平耐力を算定して耐力の確認を行った。	耐震計算ルート2の計算は、偏心率を満足できない場合には、保有水平耐力の確認を行い耐震計算ルート3により安全性を確認することが可能である。建築物の構造関係技術基準解説書	○
22263	構造計画	ルート1	高さ13mかつ軒の高さ9mの2階建て、延べ面積500m ² の鉄骨造の建築物において、偏心率が0.18となったが、梁スパン長さが6m以下であったので、標準せん断力係数 C_o を0.3として許容応力度計算を行った。	地階を除く階数が3以下、高さが13m以下及び軒の高さが9m以下である鉄骨造の建築物のうち、架構を構成する柱の相互の間隔(梁スパン長さ)が6m以下であるもの、かつ、延べ面積が500m ² 以内であるものについては、標準せん断力係数 C_o を0.3以上として、筋かい端部、接合部の破断防止を確認しなければならない。国告(H19)第593号第一号イ ↳ 0.3の規模 = ルート1-1 OK = 偏心率の規定はなし。	○ 解P24 資P2
04153	構造計画	ルート1	冷間成形形鋼管柱を用いた建築物の「ルート1-1」の計算において、標準せん断力係数 C_o を0.3以上とするとともに、柱の設計用応力を割増して検討した。	鉄骨構造の「耐震計算ルート1(ルート1-1又は1-2)」で設計したラーメンの柱に厚さ6mm以上の冷間成形形鋼管(STKR材、BCR材あるいはBCP材)を使用する場合、通常の計算法に加え、標準せん断力係数 C_o を0.3以上とした時の地震力により柱に生じる応力を、柱梁接合形式及び鋼管の種類に応じて1.1~1.4倍以上に割増し、許容応力度の検討を行う。国告(H19)第593号第一号イ、建築物の構造関係技術基準解説書(この問題は、コード「29184」の類似問題です。)	○

「構造計画・構造計算」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
01181	構造計画	ルート1	柱材に板厚6mm以上の建築構造用冷間ロール成形形鋼管柱(BCR)を用いた鉄骨造の耐震計算「ルート1-1」において、標準せん断力係数 C_o を0.2として地震力の算定を行った。	鉄骨構造の「耐震計算ルート1(ルート1-1又は1-2)」で設計したラーメンの柱に厚さ6mm以上の冷間成形形鋼管(STKR材、BCR材あるいはBCP材)を使用する場合、通常の計算法に加え、標準層せん断力係数 C_o を0.3以上とした時の地震力により柱に生じる応力を、柱梁接合形式及び鋼管の種類に応じて1.1~1.4倍以上に割増し、許容応力度の検討を行う。よって標準せん断力係数 C_o を0.2で計算するのは誤り。国告(H19)第593号第一号イ、建築物の構造関係技術基準解説書	×
30181	構造計画	ルート1	鉄骨構造の耐震計算フローの「ルート1-1」で計算する場合、標準せん断力係数 C_o を0.3以上として許容応力度計算をすることから、水平力を負担する筋かいの端部及び接合部を保有耐力接合とする必要はない。	鉄骨構造の「耐震計算ルート1-1、ルート1-2及びルート2」を適用する場合、筋かいが塑性変形する前に筋かい端部が破断しないように保有耐力接合とする必要がある。よって誤り。国告(H19)第593号第一号イ、建築物の構造関係技術基準解説書(この問題は、コード「28181」の類似問題です。)	×
03181	構造計画	ルート1	鉄骨構造の「耐震計算ルート1-1」で計算する場合、層間変形角、剛性率、偏心率について確認する必要はない。	鉄骨構造の「耐震計算ルート1-1」の計算は、構造規模が比較的小さい建築物で、標準層せん断力係数 C_o を0.3以上とし、筋かい材の端部・接合部が破断しないことを確かめる。よって、層間変形角、剛性率、偏心率の確認は必要ない。国告(H19)第593号第一号イ、建築物の構造関係技術基準解説書	○
26182	構造計画	ルート1	鉄骨構造の「耐震計算ルート1-2」では、偏心率が0.15以下であることを確認する。	鉄骨構造の「耐震計算ルート1-1」の計算は、標準層せん断力係数 C_o を0.3以上とし、筋かい材の端部・接合部が破断しないことを確かめれば、偏心率の確認は必要ないが、「耐震計算ルート1-2」の場合は、標準層せん断力係数 C_o を0.3以上とし、筋かい材の端部・接合部が破断しないこと等の他に偏心率が0.15以下であることの確認が必要である。国告(H19)第593号第一号ロ、建築物の構造関係技術基準解説書	○
01182	構造計画	ルート1	柱材に板厚6mm以上の建築構造用冷間ロール成形形鋼管柱(BCR)を用いた鉄骨造の耐震計算「ルート1-2」の計算において、標準せん断力係数 C_o を0.3として地震力の算定を行い、柱に生じる力を割増したので、層間変形角及び剛性率の検討を省略した。	鉄骨構造の「耐震計算ルート1-1」の計算は、標準層せん断力係数 C_o を0.3以上とし、筋かい材の端部・接合部が破断しないことを確かめれば、偏心率の確認は必要ないが、「耐震計算ルート1-2」の場合は、標準層せん断力係数 C_o を0.3以上とし、筋かい材の端部・接合部が破断しないこと等の他に偏心率が0.15以下であることの確認が必要である。つまり、「耐震計算ルート1-1及びルート1-2」の場合は、層間変形角及び剛性率の確認は必要ない。国告(H19)第593号第一号ロ、建築物の構造関係技術基準解説書(この問題は、コード「28182」の類似問題です。)	○
03182	構造計画	ルート1	鉄骨構造の耐震計算「ルート1-2」で計算する場合、梁は、保有耐力横補剛を行う必要はない。	鉄骨構造の「耐震計算ルート1-2及びルート2」の計算において、大梁は保有耐力横補剛とすることが規定されている。よって誤り。国告(H19)第593号第一号ロ、建築物の構造関係技術基準解説書	×
02182	構造計画	ルート1	鉄骨構造の耐震計算「ルート1-2」で、厚さ6mm以上の冷間成形形鋼管を用いた柱を設計する場合、地震時応力の割増し係数は、建築構造用冷間ロール成形形鋼管BCRより、建築構造用冷間プレス成形形鋼管BCPのほうが大きい。 曲率特選 STKR 板厚0.2倍 BCR 2.5倍 BCP 3.5倍	鉄骨構造の「耐震計算ルート1-1またはルート1-2」で設計したラーメンの柱に厚さ6mm以上の冷間成形形鋼管(STKR材、BCR材、BCP材)を使用する場合、通常の計算法に加え、標準せん断力係数 C_o を0.3以上としたときの地震力により柱に生じる応力を、柱梁接合形式及び鋼管の種類に応じて、下表に掲げる倍率以上に割増し、許容応力度の検討を行う。下表より、この割増係数は、柱梁接合形式が同じ場合、BCR材の方がBCP材よりも大きい値となっているので誤り。国告(H19)第593号第一号ロ、建築物の構造関係技術基準解説書	×

〔冷間成形形鋼管柱を用いた場合の柱の地震時応力割増係数(H19国土交通省告示第593号)〕

		柱梁接合形式	
		内ダイヤフラム形式 (ダイヤフラムを落とし込む形式を除く)	左記以外
鋼管の種類	STKR	1.3	1.4
	BCR	1.2	1.3
	BCP	1.1	1.2

「構造計画・構造計算」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
24264	構造計画	ルート1	鉄筋コンクリート造の建築物で壁の多いものは、水平剛性及び水平耐力を大きくすることができるが、脆性的な壁のせん断破壊を生じやすい。	鉄筋コンクリート造の建築物で壁の多いものは、水平剛性及び水平耐力を大きくすることができるが、脆性的な壁のせん断破壊を生じやすい。構造計算においては、極力せん断破壊等の脆性破壊しないようにするので、注意が必要である。	○ ↓ 解P25
28141	構造計画	ルート1	鉄筋コンクリート構造の「ルート1」の計算において、コンクリートの設計基準強度を 24N/mm^2 としたので、設計基準強度による割増し係数 α を用いて、単位強度の割増しを行った。	鉄筋コンクリート造の建築物の構造計算をする場合、 $\Sigma 2.5\alpha A_w + \Sigma 0.7\alpha A_c \geq ZW A_i$ の式をみたす壁量等が確認されれば、「耐震計算ルート1」が適用できる。このとき、この式の記号の A_w は、当該階の耐力壁のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積 $[\text{mm}^2]$ を、 α はコンクリートの設計基準強度による割増し係数を示し、コンクリートの設計基準強度が 18N/mm^2 以上の時、所定の計算式で求めた値を割増し係数 α として算入する。国告 (H19) 第593号 $\alpha = \sqrt{\frac{f_c}{18}} \approx \sqrt{2}$	○
20131	構造計画	ルート1	鉄筋コンクリート構造の耐震計算ルート1において、耐力壁のせん断設計における一次設計用地震力により生じるせん断力の2倍の値を、耐力壁の設計用せん断力とした。	鉄筋コンクリート構造で「耐震計算ルート1」の適用を受ける建築物は、高さが20m以下の比較的小規模で壁量及び柱量が多い建築物を対象としており、靱性にはあまり期待せず耐震強度が十分大きいことを確認することとしている。そのため、耐力壁には十分な耐震性能を有している必要があり、耐力壁のせん断設計用せん断力は、一次設計用地震力により耐力壁に生ずるせん断力の2倍以上の値を用いて設計する。建築物の構造関係技術基準解説書(この問題は、コード「17124」の類似問題です。) $Q_d = Q_L + 2Q_E$ 長期 中地震	○
28142	構造計画	ルート2	鉄筋コンクリート構造の「ルート2-1」の計算において、柱及び梁の靱性を確保するため、地震力によって生じるせん断力を割増した設計用せん断力が、安全性確保のための許容せん断力を超えないことを確かめた。	鉄筋コンクリート構造の「耐震計算ルート2」の構造計算をする場合、構造耐力上主要な部分が、地震力によって生ずる設計用せん断力に対して、せん断破壊等によって構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことを確認する必要がある。建告(昭55)第1791号	○ ↓ 解P26 解P2
27263	構造計画	ルート2	地上5階建ての鉄骨構造の建築物において、保有水平耐力を算定しなかったもので、地震力の75%を筋かいが負担している階では、その階の設計用地震力による応力の値を1.5倍して各部材の断面を設計した。	鉄骨構造において、ラーメンと筋かいを併用する混合構造を「耐震計算ルート2」で計算する場合、筋かいの水平分担率 β が $5/7 (=71\%)$ 以下の場合 $(1+0.7\beta)$ 倍に、 $5/7 (=71\%)$ を超える場合は1.5倍に水平力を割増する。よって、ブレースの水平力分担率75%については、地震時応力を1.5倍に割増しをして検討を行う。建告(昭55)第1791号第2	○
03183	構造計画	ルート2	鉄骨構造の耐震計算「ルート2」で計算する場合、地階を除き水平力を負担する筋かいの水平分担率に応じて、地震時の応力を割増して許容応力度計算をする必要がある。	鉄骨構造において、ラーメンと筋かいを併用する混合構造を「耐震計算ルート2」で計算する場合、筋かいの水平分担率 β が $5/7$ 以下の場合 $(1+0.7\beta)$ 倍に、 $5/7$ を超える場合は1.5倍に水平力を割増する。建告(昭55)第1791号第2(この問題は、コード「26183、30182」の類似問題です。)	○
17162	構造計画	ルート2	鉄骨構造のラーメンと筋かいを併用する1層の混合構造において、「耐震計算ルート2」を適用する場合、筋かいの水平分担率が $5/7$ 以下であったので、筋かいの地震時応力を低減した。	鉄骨構造において、ラーメンと筋かいを併用する混合構造を「耐震計算ルート2」で計算する場合、筋かいの水平分担率 β が $5/7$ 以下の場合 $(1+0.7\beta)$ 倍に、 $5/7$ を超える場合は1.5倍に水平力を割増する。よって、いずれにしても地震時応力を低減することはできないので誤り。建告(昭55)第1791号第2(この問題は、コード「18163」の類似問題です。)	×
24182	構造計画	ルート2	耐震計算ルート2により構造計算を行う鉄骨造の建築物の設計において、梁をピン接合としたブレース構造(ブレースの水平力分担率100%)の桁行方向については、地震時応力を1.2倍に割増して許容応力度計算を行った。	鉄骨構造において、ラーメンと筋かいを併用する混合構造を「耐震計算ルート2」で計算する場合、筋かいの水平分担率 β が $5/7$ 以下の場合 $(1+0.7\beta)$ 倍に、 $5/7$ を超える場合は1.5倍に水平力を割増する。よって、ブレースの水平力分担率100%の桁行方向については、地震時応力を1.5倍に割増しをして検討を行う。よって誤り。建告(昭55)第1791号第2	×

「構造計画・構造計算」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
01183	構造計画	ルート2	柱材に板厚6mm以上の建築構造用冷間ロール成形角形鋼管柱(BCR)を用いた鉄骨造の耐震計算「ルート2」の計算において、最上階の柱頭部及び1階の柱脚部を除く全ての接合部については、柱の曲げ耐力の和が、柱に取り付く梁の曲げ耐力の和の1.5倍以上となるように設計した。	ロール成形角形鋼管(BCR)は、冷間成形により加工した角形鋼管である。鉄骨構造の「耐震計算ルート2」において、特別な調査、研究によらない場合、最上階の柱頭部及び1階の柱脚部を除くすべての接合部については、冷間成形により加工した角形鋼管(厚さ6mm以上のものに限る)に対し、「柱曲げ耐力の和」が「梁曲げ耐力の和」の1.5倍以上となるように設計しなければならない。このことは柱に十分な余力を持たせて、梁端部に塑性ヒンジを形成させることを考慮しての規定である。建告(昭55)第1791号第23号(この問題は、コード「28184」の類似問題です。)	○ P2 P2
23182	構造計画	ルート2	板厚6mm以上のプレス成形角形鋼管(BCP材)の通しダイアフラム形式の柱材を用いた建築物の「耐震計算ルート2」において、最上階の柱頭部及び1階の柱脚部を除くすべての接合部については、BCP柱材に対し、梁曲げ耐力の和が柱曲げ耐力の和の1.5倍以上となるように設計した。	プレス成形角形鋼管(BCP)は、冷間成形により加工した角形鋼管である。「耐震計算ルート2」において、特別な調査、研究によらない場合、最上階の柱頭部及び1階の柱脚部を除くすべての接合部については、冷間成形により加工した角形鋼管(厚さ6mm以上のものに限る)に対し、柱曲げ耐力の和が梁曲げ耐力の和の1.5倍以上となるように設計しなければならない。このことは柱に十分な余力を持たせて、梁端部に塑性ヒンジを形成させることを考慮しての規定である。よって誤り。建告(昭55)第1791号第23号	×
23183	構造計画	ルート2	板厚6mm以上の一般構造用角形鋼管(STKR材)の通しダイアフラム形式の柱材を用いた建築物の「耐震計算ルート2」において、1階の柱脚部については、STKR柱材に対し、地震時応力を割増して、許容応力度計算を行った。	一般構造用角形鋼管(STKR)は、日本産業規格G3466-2006に適合する角形鋼管である。「耐震計算ルート2」において、特別な調査、研究によらない場合、基本的には、STKR材(厚さ6mm以上のものに限る)を1階の柱に用いる場合は、柱曲げ耐力の和が梁曲げ耐力の和の1.5倍以上とし、かつ、地震時に当該柱の脚部に生ずる力に1.4(柱及び梁の接合部の構造方法を内ダイアフラム形式(ダイアフラムを落とし込む形式としたものを除く)とした場合は1.3)以上、地震時応力を割り増す必要がある。建告(昭55)第1791号第23号	○
19175	構造計画	ルート2	鉄骨構造の耐震設計において、耐震計算ルート2を適用する場合、柱部材を構成する板要素の幅厚比を大きくして、圧縮応力を受ける部分に局部座屈を生じることがなく、より大きな塑性変形能力が得られるようにした。	柱及び梁の幅厚比が大きいと局部座屈が生じやすくなるので、「耐震計算ルート2」の計算では、柱及び梁の幅厚比を小さくし、局部座屈を生じないようにする必要がある。幅厚比が大きい部材は局部座屈が生じやすくなるので、局部座屈を生じないようにするためには、幅厚比を小さくする必要があるので誤り。建築物の構造関係技術基準解説書	×